

大東市告示 第 72 号

公示送達について

地方税法第20条の2及び大東市市税条例第18条の規定により次の書類を公示送達する。

当該書類は大東市総務部納税債権課に保管し、送達を受けるべきものが請求したときはいつでも交付する。

令和8年6月29日

大東市長 逢坂 伸子



記

1. 公示送達する書類

滞納処分の停止通知書

2. 氏 名

北山 大樹

3. 整理番号

2013550